



りそな銀行アジアニュース

平成 25 年 8 月 14 日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

「サービス貿易に関する外貨管理の変更について」

2013 年 7 月 18 日付で、国家外貨管理局は「サービス貿易外貨管理法規の配布に関する通知」(匯発[2013] 30 号)を公布しました。また、7 月 9 日付で、「サービス貿易等項目の対外支払にかかる税務登録に関する問題についての告知」(国家税務総局 国家外貨管理局公告 2013 年第 40 号)を發布しました。具体的な内容は以下の通りとなります。

◎1 件当たり 5 万米ドル以下のサービス貿易にかかる海外送金は原則銀行による審査なし。

また、税務局での「税務証明の取得手続き」も不要となった。ただし、内容が不明確な送金に対しては、審査を行わなければならない。従来は 3 万米ドル以下の取引に対して、銀行による「審査」が不要で、「税務証明の取得手続き」も不要としていた。

◎1 件当たり 5 万米ドルを超えるサービス貿易にかかる海外送金は、従来税務局での「税務証明の取得手続き」と銀行による「審査」が必要であったが、今回より「税務証明の取得手続き」は廃止。

一部今回より認められた項目のサービス貿易においては 5 万米ドルを超えても、銀行の「審査」のみで対外支払ができるようになった。

一方、上記「税務証明の取得手続き」の代わりに所在地の国家税務局での「サービス貿易等項目の対外支払にかかる税務届出手続き」が必要となったサービス貿易もあるので、区別しておく必要がある。

(下記主要な項目のみ抜粋して記載)

項目	銀行側の審査に必要な書類	税務局に対する税務届出手続き
特許使用料と特許費	○契約書(協議書) ○領収書(請求書)	必要。所在地の国家税務局へ「サービス貿易等項目の対外支払税務届出表」、「契約書」または取引のエビデンスの写しを公印を押印したうえで提出する。
利益、配当金	○関連年度の会計監査報告書 ○董事会決議書 ○直近の验资報告書	必要。手続は同上。
技術輸出入	○契約書(協議書) ○領収書(請求書) ○ただし、技術輸出入につき、制限がある場合は許可証も必要となる	必要。手続は同上。
その他サービス項目	○契約書(協議書) ○領収書(請求書)或はその他取引証票	下記の場合は不要(一部のみ記載) ○国外で発生した出張、会議、商品展示などの各種費用 ○輸入貿易で国外企業が取得する国際運輸費用 ○国内証券会社などが国外企業(個人)に支払う配当、特別配当、利息収入、有価証券売買益

照会先:国際事業部 (東京)電話 03-6704-2723

(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 *禁無断転載